

「適正なガス取引についての指針」の改定案についての意見の概要及びそれに対する考え方

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	第二部 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 2 (1) イ ⑥ 設備等の無償提供	<p>「ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等は無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引等）。」という考え方について、プロパンガス使用の賃貸住宅にも適応してほしい。</p>	<p>本指針は、ガス事業法上のガス小売事業者の行為に関する独占禁止法上の考え方を記載したものです。例えば、プロパンガスの小売事業のような他の業種であっても、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがあると考えております。</p>
2	第二部 IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方 2 (3) イ ④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応	<p>内容には異存ないが、改定案の記載が需要家に対する差別であるように見える。既存の2事例は柱書にあり、需要家でなくガス製造事業者やガス小売業者に対する差別となっている。</p> <p>柱書が「以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし」となっているので、仮に追加事例が需要家への差別の事例であるのならば、ここに加えるのは整合性がとれていないように見える。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、需要家に対する差別についても含まれることが分かるよう修正することとしました。</p>
3	第二部 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 2 (1) イ ⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等	<p>いわゆる「尺取営業」が公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為に該当するおそれがある旨を記載いただきたい。</p>	<p>いわゆる「尺取営業」(※)については、「第二部 I 小売分野における適正なガス取引の在り方 2 (1) イ ⑩ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為」の記載に含まれると考えるため、原案のとおりいたします。</p> <p>(※) ガス小売事業者が、需要家と中途解約補償料付きの複数年の小売供給契約を締結している場合において、契約期間中にその契約を解約し、中途解約補償料付きの複数年契約を新たに締結すること。</p>

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
4	同上	<p>需要家が、いわゆる「期合わせ」を求めた場合、小売事業者は原則としてこれに応じなければならないという考え方を記載いただきたい。</p>	<p>本指針は、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにしたものであり、御指摘のような、事業者に対する「期合わせ」(※)についての義務を追加することは適当ではないと考えておりますので、原案のとおりといたします。</p> <p>(※) 例えば、包括契約の対象個別契約の締結時又は更新時に、その終期を他の対象個別契約と一致させること。</p> <p>なお、包括契約に伴い、ガス小売事業者が、需要家に対し、不当に、他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件を課すことにより、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがあることは、今回、本指針の改定案に示したとおりです。</p>